

(案)

「東京都無電柱化計画」の策定に向けた庁内検討会設置要綱

制定 29 道管安第 129 号

平成 29 年 8 月 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都無電柱化推進条例（平成 29 年東京都条例第 58 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、「東京都無電柱化計画」を策定するため、「東京都無電柱化計画」策定に向けた庁内検討会（以下「庁内検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 庁内検討会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 「東京都無電柱化計画」の案の検討
- (2) その他「東京都無電柱化計画」策定のために必要な事項

(構成)

第 3 条 庁内検討会は、別表 1 に掲げる職にある者をもって構成する。

2 庁内検討会には座長を置き、建設局道路保全部長の職にある者をもって充てる。

(会議)

第 4 条 座長は、必要に応じて庁内検討会を招集し、会議を主宰する。

2 座長は、必要に応じて外部の意見を聴くことができるものとする。

3 会議は、非公開とする。

4 会議資料及び議事録は、原則公開とする。ただし、座長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(事務局)

第 5 条 庁内検討会の運営のための事務は、建設局道路管理部安全施設課において処理する。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討会の運営に関し、必要な事項は座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 29 年 8 月 日から施行し、「東京都無電柱化計画」の公表日にその効力を失う。

別表 1

政策企画局	調整部	政策課	技術政策担当課長
都市整備局	都市づくり政策部 市街地整備部	広域調整課 企画課 防災都市づくり課 区画整理課	政策調整担当課長 企画課長 防災都市づくり調整担当課長 区画整理課長
	都営住宅経営部	施設整備課	施設整備課長
建設局	道路管理部	安全施設課	道路保全担当部長 【座長】 安全施設課長 調整担当課長
	道路建設部	計画課 道路橋梁課	計画課長 道路橋梁課長
港湾局	港湾整備部 臨海開発部	計画課 開発整備課	計画課長 開発整備課長